

平成30年 第2回香芝市教育委員会会議(2月定例)会議録

日時 平成30年2月14日(水)  
午前9時30分より  
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 廣瀬 裕司  
委員(教育長職務代理者) 中木 秀一  
委員 田中 貴治  
委員 石原田 明美  
委員 三岡 正美

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 村中 義男  
教育部次長 福森 るり  
教育総務課長 楠本 視和  
学校教育課長 上谷 基博  
こども課長 澤 和七  
生涯学習課長(青少年センター所長兼任) 隈崎 倫夫  
市民図書館長 仲西 靖子

〔書記〕

教育総務課副主幹 松田 陽介

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 公私とも大変お忙しいなかご参集いただきまして、皆様ありがとうございます。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回教育委員会会議(2月定例)を開会いたします。

### 日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、中木委員と石原田委員をお願いいたします。

教育長 前回会議録につきましては、委員の皆様方にその写しを配布いたしております。また、すでに署名委員のご署名をいただいておりますので、前回会議録の朗読につきましては、会議の円滑な進行を図るため省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないということで、前回会議録の朗読を省略いたします。

### 日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、私の動静についてご報告させていただきます。

教育長 前回1月25日の第1回教育委員会会議以降の私の動静についてご報告させていただきます。

26日の金曜日は、教職員の人事異動の取組みが始まっておりますので、その人事ヒアリングを県教育委員会とさせていただきました。

27日の土曜日は、第13回奈良県市町村子ども駅伝大会が3月3日にございますが、その香芝選手団の結団式を行いました。

同日、香芝市民間幼保連盟の総会があり、私と次長が出席させていただきました。

29日の月曜日は、先ほどと同じように県教育委員会の教職員人事のヒアリングがございました。

31日の水曜日は学校訪問で旭ヶ丘小学校に行かせていただきました。インフルエンザも流行っているようでございましたので、先生方にもインフルエンザ予防をお願いいたしました。

2月1日は、月例部長会があり、特に市長のほうからは、予算編成の最終的な段階で、また議会もございますので、そういったことに対して慎重に丁寧に対応するようにといったご指導がございました。

2日の金曜日は教育部の事務局会議があり、2月の諸行事等について情

報共有をいたしました。

同日、香芝東中学校の職業体験が行われておりましたので、若葉保育所、二上山博物館、市民図書館にこども課長と行かせていただきました。

3日の土曜日は、市の教育委員会の指定であります香芝市授業活性化部会の研究発表会が真美ヶ丘東小学校でございました。先生方が日頃取り組んでおられる、特に新しい教育課程に向かって取り組んでおられることについての発表があり、活発な意見交換が出来たと思っております。

6日の火曜日は、香芝市の防災会議があり、昨年の10月に発生いたしました台風21号に対する総括の会議がございました。教育委員会は避難所班でございましたので、避難所のことについていろいろと話をし、各委員の方からご意見を頂戴しました。

同日、奈良県都市教育長協議会がございました。県の教育委員会の各課からの諸報告等を聞かせていただきました。

7日の水曜日は、香芝市功労者表彰式がございました。11月3日に市の功労者表彰式があったんですけれども、その後に全国身体障害者スポーツ大会で優秀な成績を収められました2名の方に対する表彰がございました。高校生もいたわけなんですけれども奈良県立ろう学校に通っている生徒でございました。その後、私は校長先生とお話させていただいたんですけれども、陸上の100メートル、200メートルで優勝しましたが、今後デフリンピックと言いまして世界大会があるようでございますので、彼女はそれを目指してがんばっているという話を聞かせていただき、激励の言葉を校長先生にお願いしました。

また同日、教職員の人事異動の相談に県の人事本部に行かせていただきました。

また8日の木曜日は校長会があり、年度の締めくくりの話をするとともに、昼から避難所運営ゲーム、HUGと言うんですけれども、その研修会が校長会で行われましたので、それを少し見学させていただきました。

また同日、香芝中学校の職業体験が行われておりましたので、みつわ保育所にこども課長と行かせていただきました。先ほどの香芝東中学校、あるいは2学期には香芝北中学校と香芝西中学校の職場体験を2年生が行いましたが、それぞれ目標を持って、働くことにやりがいを持って取り組んでいる様子を見ることができました。非常にうれしく思いました。

9日の金曜日は、中学校給食理事会が給食センターでございました。特に予算等についての報告とともに、試食会をさせていただきました。給食に対してマイナスの評価もあるんですけれども、私も市長も、また広陵町長、教育長も非常においしくいただいたという印象でした。また今後、子どものリクエストに答えた献立も考えていくといった話もセンターのほ

うから頂戴いたしました。

同日午後は、社会教育委員会会議があり、社会教育委員の皆様からいろいろのご意見等を頂戴いたしました。特に本年度から二上山博物館と中央公民館が指定管理となっておりますので、指定管理者からの発言、そしてそのことに対する質問もありました。

10日の土曜日は、香芝市身体障害者福祉協会の創立60周年記念式がございました。多くの来賓の方とともに出席させていただきましたけれども、ハンデキャップを持っておられる方が様々なかたちで活躍されているという話を聞かせていただくとともに、香芝中学校の吹奏楽部もアトラクションというかたちで出演させていただきました。

そして昨日は、教育委員の皆様のご出席のもとに、滋賀県草津市に行かせていただき、ICTあるいは就学前教育についてのお話を聞かせていただきました。大変お疲れ様でございました。

以上、本日までの私の動静でございました。何かご意見ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

中木委員

今のご説明のなかで2点、内容をもう少し詳しく説明いただきたいと思えます。1つ目は1月26日あるいはその後もあったとのことですが、教職員人事が詰め段階だと思えるんですが、県の人事異動に関する方針で、例年と今年とで特徴的な違いがあればお教えいただきたいと思えます。

それから2点目ですけれども、2月9日に社会教育委員会会議が開催されております。そこで今年度から始まった指定管理者についての話題も出ていたというお話だったんですけれども、指定管理というシステムで実際に管理していただいた結果、市民サービスという観点から見てどうだったのかといった評価があればお教えいただきたいと思えます。以上です。

教育長

まず教職員の人事異動でございますけれども、方針としては例年と大きな変更はございません。教職員の適材適所の異動、学校教育の活性化ということが基本方針になっております。ただ昨年までと大きく変わる点は、特に県の教育委員会が主体的に教職員の人事異動を行うという点だと感じております。もちろん法の趣旨に従いまして、香芝市教育委員会の内申を受けて、県の教育委員会はそれに対応していくということではございますが、基本的には県の教育委員会が全県的な立場に立って行っていくこととでございます。校長先生から話を聞き、それを県の担当に伝え、また県の意向も聞き、そういった情報の交換や共有、現場の声を届けることは行っていきたいと思っておりますが、最終的には人事権を持っております県が行う専決事項ですので、そのあたりが昨年までと大きく変わる点か

と思います。

生涯学習課長　ご質問いただきました社会教育委員会会議におきます指定管理者制度  
における評価ということでございますけれども、年度末に近づいては  
おりますが、総括はまだしておりませんので、あくまで現状の報告とい  
うことでございました。そういう部分で申し上げますと、まず公民館につ  
きましては受付時間の延長と開館日の増加を図っております。それから  
一番大きかった部分につきましては、当初予定していた講座よりも10程  
度の講座を増やしてやっていただきました。それにつきましては、私ども  
がやる場合は年間何講座やりますということで予算を組んで計画しま  
すので、計画した講座しかやらないのですが、そのあたりが指定管理  
でございますので年度途中であっても市民の声、ニーズを汲み取って  
フレキシブルに対応いただきました。以上です。

教育長　よろしいですか。他にご質問等ございませんでしょうか。

教育長　ないようですので、次の案件に進みたいと思います。

#### 日程5(1)平成29年度香芝市教育委員会表彰被表彰者の追加決定について

教育長　案件(1)承第1号「平成29年度香芝市教育委員会表彰被表彰者の追加  
決定について」を事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長　ただいま提案になりました、承第1号「平成29年度香芝市教育委員会  
表彰被表彰者の追加決定について」の提案理由の説明を申し上げます。  
前回の教育委員会会議におきまして被表彰者を決定していただいたと  
ころですが、その時点で結果の出ていなかった第77回教育美術展覧会  
の結果が明らかになり、3名が特選を受賞されましたので、2月2日  
付けで臨時代理により被表彰者を決定させていただきましたので、香芝  
市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規  
則第4条第2項の規定により報告し、承認を求めます。なお、表彰選  
考につきましては前回の教育委員会会議において、教育美術展覧会の特  
選については被表彰者とするとの同意をいただいております。以上です。

教育長　ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご  
質問等ございませんでしょうか。

教育長 よろしいですか。では、本件につきましてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

#### 日程5(2)香芝市学校運営協議会規則の一部を改正することについて

教育長 案件(2)議第3号「香芝市学校運営協議会規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長 ただいま提案になりました、議第3号「香芝市学校運営協議会規則の一部を改正することについて」の提案理由の説明を申し上げます。

平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。主な改正のポイントは6つあり、学校運営に必要な支援についても協議すること、学校運営協議会の設置が努力義務化になったこと、複数校で1つの協議会を設置することが可能になったこと、教職員の任用に関する意見の範囲について教育委員会規則で定めること、協議会の委員に学校運営に資する活動を行う者を追加したこと、協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することを努力義務化したことが挙げられます。

本案は、この法改正を受けて、平成28年11月に制定した香芝市学校運営協議会規則の改正が必要になりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、本委員会にお諮りするものでございます。これらの改正を踏まえまして、香芝市学校運営協議会規則の改正点につきましては、新旧対照表に示させていただいておりますので、ご参照ください。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 確認事項がたくさんございますので、先にすべて申し上げますので、後で回答いただきたいと思います。まず「学校」という表現が出てきますが、

幼稚園や認定こども園についてはどうなっているのでしょうか。

2点目が、第3条第2項ですが、これを読むと、新たに協議会を置く場合の手順がよく分からない。年度内のいつでも置くことができるのかといったことや、設置期間に特に定めがないんですが、記載がないということは一旦設置したら永年にその協議会は存続するのかどうか。一旦置いた協議会をやめたいといったときにどういう手順を踏んだらいいのか。同時に、地域住民に意見を聴かないといけないということがありますが、意見を聴く手段はどのように考えていったらいいのかが分からないのでご説明をお願いしたいと思います。

次に第4条第1項第3号で、「組織編制に関すること。」について、固有名詞が入っていない組織編制と考えていいのかどうか。

それから第6条、先ほどの理由説明にもあったんですけども、第1項第3号に「対象学校の運営に資する活動を行う者」とあります。具体的にどういった方がこの対象になるのかということをご説明をお願いしたいと思います。

それから第8条第2項で、「前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により新たに」とありますが、これは「第6条第3項」ではないかと思いますが、ご説明をお願いしたいと思います。

次に第11条ですが、会議の開催頻度や開催時期の目安はここに明記しないといけないというものではないと思いますが、目安を考えているのであればそれをお示ししたいと思います。

それから第11条第1項で、「会長が議案を示して招集する」とあるんですけども、校長先生と協議したうえでということですが、どういった方向を定めていくかということについて、コーディネーターさんなどのアドバイスする立場の方がおられるのかどうか。どのような支援があるのか。いきなり会長さんがこれをすべて進めるというのはハードルが高いように思いますので、そのあたりの支援の方法があればお示ししたいと思います。

それから同じ第11条の第5項ですけども、会長が議事録を作成するとありますが、この協議会は事務局がぶら下がっているような組織になるのかどうかお示ししたいと思います。

次に第12条第1項ですけども、会議は公開とする定めですけども、公開の方法はどのように考えているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に第14条第1項でございまして、第14条第1項で「協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。」とありますけれども、具体的にどういったことをやっていくのでしょうか。

次に第15条第1項第1項で、「第6条の義務に違反したとき」とあるんですけども、これは「第7条」ではないかと考えます。ご説明ください。

第15条の第3項に「教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。」とありますが、「解嘱又は解任」と表記したほうがいいのではないかと考えますけれども、ご説明ください。

次に第16条で、協議会は評価を行うと定めておりますが、具体的にはどのように評価を行うのか、様式等はあるのか。もし考えているものがあればお示しいただきたいと思えます。

それから第16条第2項で、「積極的に提供するように努めなければならない。」とありますが、誰に提供するのか。提供する手段はどのようなものか。ご説明をお願いしたいと思えます。私からは以上でございます。

学校教育課長

まず第2条の「学校」に幼稚園は含まれているのかということですが、学校教育法第1条の学校の定義では幼稚園は含むとなっておりますので、それに基づきまして、幼稚園も含まれております。

次に第3条の、新たに協議会を設置する場合の手順について、パートナーシップ事業から移行していくのが一番スムーズだと思いますので、年度途中で移行することは可能ではございますが、現実的には起こらないかと思えます。また途中でやめることも可能かと思えます。設置する前よりも悪くなって、改善も試みた結果、戻したほうが良いとなる可能性は必ずないとは言えません。それから地域住民の意見を聴く手段ですが、1人ずつ聞くことは現実的に不可能で、協議会の委員に地域住民の方が必ずいますので、その方を通じて運営協議会に意見を吸い上げるというかたちが考えられると思えます。

第4条の組織編制に関することですが、ここで言う組織編制は人事とは別のところと考えるんですが、例えば学校のなかの校務分掌だったり、部会などを、運営協議会のなかでこのように変えていったらどうかというものでございますので、もちろんその場面では固有名詞は含みません。

次に第6条の「対象学校の運営に資する活動を行う者」でございますが、基本的には子どもの姿がきちんと見えている人で、学校のいろいろな活動に対して参加をしている人と解釈しております。例えば今の二上小学校の場合で言いますと、ふたかみコミュニティというのがあります。そこには6つの部会があるんですが、その各部会の長の方だったり、あるいは地域コーディネーターとこれまで申しておりましたが、社会教育法で今回地域学校協働活動推進委員と新たに名前が規定されたんですが、今までそういったコーディネートをされていた方などがここに当たると考えます。

それから第8条と第15条の引用の部分ですが、ご指摘のように誤りでご



ざいます。申し訳ございません。

それから会議の開催回数などの目安ですが、今年度につきましては二上小学校のほうで先日4回目が終わりました、3月に最終5回目を行います、それは第1回目が6月になってしまったことによるもので、本来のイメージとしたら年間6回、学期に2回ということで、委員報酬の予算の部分でも考えております。

それから会長が会議を招集しますが、コーディネーター等のアドバイスはあるのかということですが、こちらも今年度二上小学校ではCSディレクターというものを2名置いておまして、1名の方が主に渉外を担当されていて、いろいろな委員さんとの調整役であったり、あるいは会議の進め方をコーディネートしていくという役割を担っていますので、当然アドバイスはあると思います。前の会議のときに次回はこういう内容でやっていきたいと思いますということが確認されていますので、委員さんにもいろいろな立場の方がいらっしゃいますので、すべてが会長に委ねられているというよりは、学校の意向も大きく関係してきますので、それをコーディネートする役割は当然あって、今年度に関してはCSディレクターが担っておられます。そしてもう1名おられまして、先ほど議事録の作成等の事務局的な部分でご質問を出ておりましたが、そちらの方は会議録等の事務的なことをされております。もちろん教育委員会事務局も、今回二上小学校についてはモデルケースということで全面的にバックアップ体制をとっておりますので、その都度相談にも乗らせていただき、一緒に進めているというかたちでございます。

次に第12条の会議の公開の手段ですが、まだまだ保護者や地域の方にコミュニティスクールという意識を持っていただくことまでは至っていないところで、ただこの会議のなかで回覧板の有効活用ということで、学校からの情報発信に有効なツールはなんだろうかということも論議されまして、学校のホームページ等もあるんですが、自治会の回覧板が有効であるというような意見も出されておまして、そういうことで発信をしていく。そのなかで今であれば開催日等もすべての地域住民の方にお知らせしたなかで会議が行われているかということそこまでは至ってなくて、実際に傍聴もこれまでの5回の会議ではございません。ただクローズしているわけではなくて、同じようにパートナーシップ事業に関わっている方で他の中学校区の方で関心を持たれていて、一度見たいという意見もいただいております。今後もっと情報の発信を図っていき、第16条にも繋がるのですが、情報提供ということで言いますと何が一番有効なのかというあたりで模索中であります。

次に第14条で、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置につい

て、具体的に教えていただきたいとのことですが、やはり今回努力義務化されたということもあり、二上の場合は前のルールに従って指定というかたちでスタートしているわけなんです。今後最終的にはすべての学校でコミュニティスクール化するというのが香芝市教育委員会としての方針であります。そうなった場合に、コミュニティスクールのなかで対応していただくのが基本になってくるかと思いますが、どうしてもそこうまくいかない場合は第三者的に関わるということで、今の段階では具体的な措置というのは申し上げることはできませんが、適正な運営のために指導及び助言をさせていただきたいと思います。

教育長                   ここで暫時休憩といたします。

(午前10時9分 休憩)

(午前10時15分 再開)

教育長                   休憩を解いて再開したいと思います。

学校教育長           次に第15条第3項ですが、「委員を解任するとき」となっておりますが、「解嘱又は解任」に正したいと思います。

また第16条の評価の様式ですが、二上小学校のCSディレクターと相談もしていきながらどういうかたちがいいのか決めていく。そういったことも含めてのモデル実施ですので、現時点において様式はございません。なんらかの方法で評価は必要になりますので、考えていきたいと思います。

最後に第16条第2項の情報提供ですが、誰に提供するのかということですが、これはもちろん保護者、地域住民ということです。手段は、先ほどの傍聴のことも含めた、一番有効なツールは何かというところで出されているアイディアは回覧板ですが、今後他の方法も模索していきたいと考えております。以上です。

中木委員               最初に第2条のことをお尋ねしたんですけれども、法に定められているからこれでいいということですが、「校長(園長を含む。)」という表現があるので今の質問をしたのですが、規則を实际利用する立場の人が法律について知っているかと言えば、知らない人が大部分じゃないかと思います。そういうふうに考えるわけなんですけれども、そういった人への説明という意味でも「(園長を含む。)」と同じ感覚で「学校」の後に「幼稚園」と入れたほうが分かりやすくいいんじゃないかなと、必ずそうしないといけないのではないですが、そのように思います。

それから第3条第2項なんですけど、「教育委員会は置こうとするとき」とありますが、どんなときに置こうとするのか手順が分からないのですが、今までの口頭による説明では、学校の校長先生に希望したら設置できるように教育委員会は考えて動けるよと聞いていたんですが、この文章でそういったことが含まれているのかどうか。先ほどガイドラインなどの実際の運用に資するような解説書ができるというお話もいただいたんですが、できるだけコミュニティスクール化していただきたいと思っていますが、実際の手順等が分かりやく書かれたものがあれば、これはこれで結構なのかなという気もいたします。以上です。

教育長 規則の題名にも「学校運営協議会」とありますので、1条校ということで学校に幼稚園も含まれるという解釈でいいかと私は思います。

教育部長 先ほど委員の解任のことがありましたが、行政手続きのなかでいわゆる不利益処分を行う場合は理由を示さなければならないということで、それに基づいて書面においてその理由を示さなければならないとしているものです。ただし、我われ職員はその適用から除外されますので、我われは職務上の身分については不利益処分を仮にされたとしても、別段理由を付することはなく、そういったところで規定がされていないのかなと感じる部分でございますので、これについては改めまして市の法制担当と協議をさせていただきまして、またご報告させていただきたいと思っております。

中木委員 今の場合、対象学校の教職員も委員になることができるわけですよね。対象学校の教職員は幼稚園を除けば県職員の方だと思うんです。そういったことも含めて今のところをどのように表現するのがいいのかご検討をお願いしたいと思います。以上です。

教育長 事務局にお願いします。修正箇所については慎重に訂正をお願いいたします。  
他にご質問等ございませんでしょうか。

石原田委員 先ほどの中木委員のご意見と重複するところがあるんですけども、私もこちらは関係する方にとって分かりやすいものであることが基本ではないかと思っております。それに関して2、3点あるんですけども、例えば振り返るといところでいくと協議会の役割は何なのかということが分からないといけないし、委員はどのような立場の方なのか分からないといけないといところでいくと、第4条の題が「学校運営に関する基本

的な方針の承認」とありますが、これは協議会の役割の1つであって、具体的な内容が題にきているので、協議会の役割として方針の承認をし、かつ承認された基本的な方針に従って学校運営を行うという、この第4条の中身というのはそこに当たるんじゃないかなというふうに思いました。具体的な内容ではなく、協議会の役割がここに書かれているのではないかなというのが1点です。

同様に第9条なんですけれども、委員というのはどういう立場の方なのかというのが、この「報酬等」というところで分かるようになっています。香芝市の特別職の職員だという立場が「報酬等」に書かれていて、そこを見ないと分からない状態になっているので、委員とはどういう人なのかを独立させられないのかなというのがもう1点です。

それとは違いますが、最後の1点が、第7条のところ「守秘義務等」となっているんですけれども、ここもまずは守秘義務がありますよということの次にこういう行為をしてはいけないというのが続くんですけれども、この「守秘義務等」をタイトルにしてしまうと内容がメインになってしまうんですが、ここは服務規定のことを言っていると思うので、「守秘義務等」ではなく別の抽象的なタイトルにしないと、このままでいきますと守秘義務を守ることが1番大切であって、「等」に当たるのが2番以降になってしまうので、もしそれが意図なのであればそれでもいいかもしれないんですけれども、検討したほうがいいのではないかと思います。私からは以上です。

教育長                   ここで暫時休憩といたします。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時33分 再開)

教育長                   休憩を解いて再開したいと思います。

教育長                   他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員               今たくさん確認事項があり、内容をさらに深める必要があります。そういう意味で時間的な制約が厳しいものでないのであれば、一旦今日の場合は保留というかたちで取扱いしていただいて、再度この教育委員会会議で図るということでしょうか。

教育長 今中木委員からありましたように、今回は保留というかたちで、再度教育委員会会議で図るというかたちにしたいということですが、ご意見ございますか。

教育長 よろしいですか。では、本件を継続審議とすることにつきましてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、本案は継続審議とさせていただき、再度事務局で調整のうえ、お諮りいただきたいと思います。

#### 日程5(3)平成30年度香芝市学校教育の指導方針の策定について

教育長 案件(3)議第4号「平成30年度香芝市学校教育の指導方針の策定について」を事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長 ただいま提案になりました、議第4号「平成30年度香芝市学校教育の指導方針の策定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。平成29年度の大幅改定で次期学習指導要領のポイントを図示することで明確にしました。今回の平成30年度版ではさらに改良を加え、教育課程全体で育成を目指す資質、能力の3つの柱をより際立たせ、中央にこれまでの知徳体を示す3つのキーワードを配置しました。なお、この3つのキーワードは、9ページの指導の重点の項目にもなっております。さらに、主体的、対話的で深い学びを通して具体目標の達成に繋がることを示すために、下段にも改良を加えました。具体目標は奈良県教育委員会作成の「平成30年度学校教育の充実のために」に示されている奈良県学校教育の指導方針の具体目標に沿っています。8つの順番についてですが、道徳科の内容項目を意識した配列にしました。

次に9ページの「校種別指導の重点」におきましては、同じく県の「平成30年度学校教育の充実のために」をもとに、子どもたちの発達段階を踏まえ、幼、小、中における目標を示しています。平成29年幼稚園教育要領が大幅に改定されたことに伴って、幼稚園等の内容が大きく変わっております。強調すべきこととして、小学校教育、中学校教育に合わせるかたちで、幼稚園教育において育みたい資質、能力を明確化したことが挙げられます。また、平成25年度から始め、来年度6年目を迎えるニコニコあいさ

つ運動ですが、実際に使用しているのぼりの写真を付記することで、これまで以上に挨拶のあふれる学校、地域、香芝市を目指して取り組んでいく姿勢をアピールしています。

次に10ページの「魅力と活力ある園・学校づくりのために」におきましては、昨年度同様「教育活動の改善」、「教職員の指導力の向上」、「地域と共にある園・学校づくりの推進」を掲げております。細かい変更はあるものの、大きくは変更しておりません。また、「今日的な課題への対応」におきましては、人権教育の部分で「自他を尊ぶ」を加筆しました。そして最下段には、平成24年12月に行いましたいじめ撲滅宣言のスローガンを引き続き掲載しております。

11ページに移りまして、具体的な実践課題では、奈良県の主な取組み、諸課題への取組みを参考にし、「創意工夫した授業(保育)の実践と指導力の向上」、「道徳教育の充実」、「不登校児童生徒への支援の充実」、「食育の充実」、「キャリア教育の充実」、「園・学校内外の生徒指導の充実、安全確保の推進」を今回も取り上げております。大きな変更点はございません。平成29年度と同様に道徳教育の充実の部分に「考え・議論する」というキーワードを引き続き示し、平成30年度の小学校における道徳の教科化に結びました。また、香芝市内の幼稚園、学校で教育に携わるものとして意識していただくためにも、ページの最下部に「香芝市立学校教職員信条」を示しました。

最後に折込み資料として、「データから見た香芝市の子どもたちの状況」を添付します。平成29年度全国学力・学習状況調査と体力調査の結果を一部取り上げ、学力、学習意欲、学習習慣、規範意識、自分自身に対する意識、体力、運動能力、運動習慣についてのデータをすべてカラーでグラフ化して掲載していきます。学力についてですが、平成29年度より、平均正答率が整数値での公表に変わったことから、これまでのデータを基にした経年変化を見ることができなくなりました。そこで、平均正答率ではなく、平均正答数に変更してグラフ化することにしました。また、体力、運動能力、運動習慣の結果についてですが、本日お渡しさせていただいておりますものは平成29年度分が空欄になっております。これは平成29年度分の結果が2月中旬に公表される予定になっていることによるものです。公表され次第、完成させていきます。以上が、平成30年度香芝市学校教育の指導方針の趣旨および主な改正点でございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質

間等ございませんでしょうか。

中木委員

去年表記を分かりやすく変えていただいて、その方向で今年度も生きていると思っております。また、この会議の前に事前に我われ教育委員に対して指導方針の案をお示しいたきて、教育委員からいろいろな意見を述べさせていただいたんですけども、その多くをこのなかに表していただいているということに対して感謝申し上げます。

そのようななか、この指導方針について意見があるので述べさせていただきます。まず8ページですが、アクティブラーニングで目指すところというものが、以前1つの大きな丸のなかに2つが入って、というような表現をしていただいて、これは少し意図するところが違うんじゃないかというご指摘があって、この矢印のなかに実は今回入れていただいたわけなんですけれども、私がぱっと見た印象として、前の丸があるほうが見やすいなという感覚があります。この矢印のなかに入ってしまうと、本当にあるのかなというふうに視覚的に見える。内容的には非常に大切なことであると、そういったことを感じるわけなんです。そういう意味で前と同じかたちであれば、意図するところと違う表記ですので、違う丸のかたち、私はこんなことを考えているんですけども、こう丸があって、ここに丸があって、丸が3つ重なっていて、それぞれ3つが影響しあうというような、そんな丸で表現していただいたら、見た目にも見やすくていいのかなと。そのほうが見る人が目を向けるんじゃないかなというふうに思っております。それからここに書かれている内容そのものに対して、これはこれで1つの方法かなと思いつつも、もっと皆さんの目を引くような表現方法もあるのかなと感じました。

それから9ページですけれども、ぜひお願いしたいのが「豊かな人間性の育成」の「幼稚園等」のなかで、「はぐくむ」がひらがなになっています。「小学校」と「中学校」では漢字になっていますので、揃えたほうが良いと思います。

それから10ページの「地域と共にある園・学校づくりの推進」ですが、「づくり」なのか「づくり」なのか。下には「づくり」となっています。「づ」のほうが良いと思います。

それから11ページに「食育の充実」という項目があります。そのなかで「健康長寿を目指すよう」という表現があるんですけども、この指導方針は先生方とか子どもたちが対象になる図書にあると思うんですけども、対象を考えたときに「健康長寿」は表現が違うのではないかと思います。同時に、食育というものは何をしないといけないのかということについて、教育の一環であるということも踏まえて考えると、「健康長寿を目

指す」という表現よりも、他の委員さんからもご指摘があったように、例えば「食の大切さを知る」などが大きな目標になると思いますので、そういう表現に変えたほうがいいのではないかなと考えております。以上です。

学校教育課長　　まず表紙の「主体的で対話的な深い学び」の部分の表現ですが、今回はこのような矢印にしてみて、上から下へ繋がっていくということです。他の委員さんのご意見もあるかと思いますが、今ご意見を頂戴して、少し改良の余地はあるのかなと思いました。また、主体的な学びと対話的な学びと深い学びは並列ではありません。主体的、対話的というのを基礎として、深い学びを目指しなさいということで、結局深い学び、学習内容の理解だけに偏ってしまうと、これまでされてきた通り一遍の授業になるので、今回は主体的で対話的な学習方法、いわゆるアクティブラーニングに繋がる部分も取り入れたことによって深い学びをしていきなさいという前段を強調しているということです。3つは並列ではありません。それから言いますとこの矢印では並列に見えてしまう危険はあるなと思います。平成29年度までの包含関係を示している円では誤解を生んでしまうという意見もございまして、事務局ではそれらも考えてたどり着いた結果でございまして、もう少し意見をいただければと思います。

その他の点につきましては、「はぐくむ」を漢字にし、「つくり」を「づくり」に変えさせていただきます。

また、食育の部分についてももう少しご意見を頂戴できたらと思います。以上です。

教育長　　視覚的な効果などもあり、どれがいいのかはなかなか決めるのが難しいですが、表記の方法についてご意見いかがでしょうか。

また食育の部分について「健康長寿」という表現にご意見ございませんか。

石原田委員　　先ほどの食育の充実のところなんですけれども、やはりもともとが具体的な実践課題ということであげているところなので、結果を検証した場合に、「子どもが健康長寿を目指している状態」になれば成功なのかと言え、それは違和感があると思います。私もこの部分は考慮いただきたいと思います。

教育長　　他にご意見ございましたらお願いいたします。

教育長　　ここで暫時休憩といたします。



(午前10時53分 休憩)

(午前10時57分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

教育長 他にご意見ございませんでしょうか。

三岡委員 昨年熟考してお作りいただいたものをさらに今年変えていただいて、より質の高いものになったかと思います。私のほうからは、来年度のものはこの結構だと思うんですけども、この先特別支援教育についてももう少し具体的な明記をされたらいかがではないかなと思っております。今の段階では10ページの「今日的な課題への対応」のところに「個々を伸ばす特別支援教育」という文言しかないんですけども、今年度から香芝中学校で通級指導教室が開設されていることもありますし、日本全体でも特別支援が必要な子どもたちが年々増えておりますので、道徳学習や協働学習にも関わることだと思うんですけども、互いを尊重しあう交流や教育のユニバーサルデザインの推進などの特別支援教育に対する内容がもう少しあってもいいのかなと思いました。以上です。

教育長 ありがとうございます。今の件についても十二分に検討いただければと思います。

他にご意見ございませんでしょうか。

石原田委員 9ページの「確かな学力の育成」の「幼稚園等」のところなんですけれども、ここでも以前質問させていただいたことがあるんですが、幼稚園児に対して幼稚園児が「身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり」とあり、非常に高度、哲学的な文章で、少し分かりづらいと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 この部分につきましては平成30年度の県の「学校教育の充実のために」の文言をすべて参酌しており、今回幼稚園の教育要領が大きく改定されて、今まで幼稚園は先生側に求めるものが多くて、子どもに何か求めるということはなかったんですが、小学校、中学校と合わせるかたちで、身につけさせたい資質、能力を同じように書かれており、そういう意味では高度なものになっています。

教育長 言葉自体は非常に難しいですけれども、「遊びを通して」というのが幼稚園の基本的な教育だと思いますが、今石原田委員のおっしゃいますように言葉として非常に難しいですけれども、基本的に教員が読んで指導していきますので、教員が十二分に理解、咀嚼してどのように生かしていくのかというあたりが確かな学力の育成になると思いますがいかがでしょうか。

石原田委員 ご説明ありがとうございます。あくまでも先生からの目線であると同時に、先生方が幼稚園児の目線に立ってそれをどうされていくのかなというところで、これからいろいろ検討していければと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。他にご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ないようですが、私のほうから提案させていただきたいと思います。先ほどから何点かに渡りまして委員の皆様からご指摘がございました。事務局のほうでも考えていくという答弁がございましたので、再度検討いただいて委員の皆様にご提案させていただきます。日程等の都合もありますので、まとも次第私のほうで臨時代理というかたちで処理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、本案は継続審議とさせていただき、再度事務局で調整いただいて、臨時代理にて処理することといたします。

#### 日程5(4)香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について

教育長 案件(4)諮第1号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」を事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 ただいま提案になりました、諮第1号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年3月に開催されます第1回香芝市議会に提出を予定しております議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を求めるものでございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長            ありがとうございます。内容について、教育部長より説明をお願いいたします。

教育部長            お手元にお示しさせていただいております平成30年度予算でございます。内容について少し説明をさせていただきます。平成30年度予算につきましては、歳入では地方財政収支の仮試算によりまして、市では大きな税収が期待できないなか、また歳出ではこれまでの継続的な事業に加えまして、少子高齢化に伴う社会保障関係経費および特別会計の繰り出し金の増加が見込まれております。またさらにごみ処理施設の建替えやスポーツ公園の整備、道路や下水道の整備、さらには公共施設の維持管理や老朽化対策などの経費の増大が見込まれているような状況でございます。そのようななかでの平成30年度の予算編成でありましたが、前年度に引き続きまして部局単位の枠配分方式とされまして、平成29年度当初予算の一般財源総額のマイナス5.8パーセントを上限として各部局に配分をされました。私ども教育部といたしましては、その数値を当てはめると、29年度当初予算の一般財源枠に34,899千円をマイナスした額を目標に予算を組むことを求められたわけでございます。そのため、改めてすべての事務事業について見直しを行いまして、スクラップアンドビルドを基本として予算編成を行ったところであります。しかしながらやはり児童、生徒への安全安心を確保する教育環境の整備やICT機器の導入など、次代への投資を積極的に組み込む予算としたところでございまして、なかなか目標であるマイナス34,899千円に近づくことはできず、逆に超過するかたちでございました。そういったなかで予算のヒアリング等や市長査定も終えまして、過日内示が出されましたので、その概要を説明させていただきます。

一般会計予算の予算総額でございます。23,830,000千円が平成30年度一般会計予算の総額でございます。前年度と比べまして、約100,000千円の減でございます。教育費につきましては2,986,767千円で、全体予算の12.5パーセントでございます。前年度と比べまして42,211千円の増額で、対前年比約1.4パーセントでございます。

そのなかで主な費目につきましてご説明をさせていただきます。まず小学校費でございます。579,326千円で、対前年比10,433千円の増でございます。主な事業でございますけれども、環境整備というところで真美ヶ丘東小学校のトイレの洋式化について設計費を組ませていただいております。また三和小学校、鎌田小学校の音楽室の空調設備の整備ですが、これは設

計と工事を行います。さらには二上小学校の図書室の空調設備の整備、また旭ヶ丘小学校の保健室の空調設備の改修も設計工事を組ませていただいております。あとは設備関係でございますが、真美ヶ丘東小学校の受電設備の改修、これにつきましては設計と工事です。また真美ヶ丘西小学校のプールの改修工事を組んでおります。さらには関屋小学校の教育用コンピューターの整備、これはリースというかたちで予定をしているところでございます。

続きまして中学校費でございます。中学校費につきましては267,473千円で、対前年比35,025千円の増というかたちになります。これも主な事業といたしましては香芝西中学校のトイレの洋式化の工事でございます。そして以前より懸案となっておりました中学校の普通教室の空調設備整備に係る設計業務でございます。30年度はまずは設計業務に取り掛かせていただきたいと思っております。そしてICT関係でございますが、これにつきましてもモデル校を1校定めまして、ICTでどういうことができるかを試していきたいということも考えておまして、それに伴うLAN工事、またタブレット82台をリース契約で整備することを予定いたしております。

続きまして幼稚園費でございます。幼稚園費の総額は686,068千円で昨年度より58,343千円の増となっております。主な事業といたしましては、三和幼稚園で31年度より3歳児保育を実施してまいりたいと考えておりますので、それに対応する教室整備を予定いたしております。五位堂幼稚園の屋根の設置工事や、志都美幼稚園、真美ヶ丘東幼稚園のプールのろ過ポンプ、排水弁の取替え工事をハード事業として予定しております。

その他でございますけれども、社会教育費でございますが、これにつきましては今整備を進めております平野塚穴山古墳の整備でございますが、設計そして発掘調査、用地購入というところで整備を進めてまいりたいと考えております。

また学童保育でございますけれども、これにつきましても平成31年度より指定管理化を検討しているところでございます。それに向けまして指定管理者の選定委員会の委員報酬の予算を設けさせていただいております。

以上概要というかたちでご説明をさせていただきましたけれども、あくまでもこれにつきましては現在内示の段階でございます。来る3月議会の予算委員会と本会議を経たうえで予算が決定されるというところもご承知おきをいただきたいと思います。私のほうからは以上です。

教育長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

石原田委員 学校給食のことについて教えていただきたいのですが、昨今食材の高騰もあってなかなか不安定な財政のところも多いと聞いているんですが、香芝市の場合の今の状況、歳入と歳出に給食関係の予算がありますが、健全な状況になっているのか、継続できる状況なのかをお教えいただきたいと思います。

教育総務課長 前年度と比較しまして、予測児童数等の関係で若干の数字の変動はあるんですけども、基本的な一食単価や、給食の回数は1回増やせばいいとは予定しておりますが、基本的に内容に変更はございません。野菜等の高騰がございますので予想がつきにくいという現状がありますので、場合によってはやりくりが難しいということが起こる可能性はありますが、現状ではこれで予定回数をこなせると考えております。以上です。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ございませんか。では、本件につきましてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

#### 日程5(5)教育長の辞職について

教育長 本日追加議案が提出されております。ここでこの案件を日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので日程に追加し、審議することといたします。

教育長 なお、本追加議案は人事に関する案件でございますので秘密会としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、秘密会とさせていただきます。傍聴人の方は

ご退席よろしくお願ひいたします。

(以下、非公開)

(以上、非公開)

#### 日程5(6)その他報告

教育長 日程5(6)「その他報告」として各課より報告等があればお願ひいたします。

教育総務課長 先ほど案件のなかで一般会計予算等についてご審議いただいたわけですが、同じく3月議会におきましては補正予算につきましても審議されることとなります。しかし現時点においても議案等未設定ということですので、この補正の案件につきましても臨時代理による専決といたしまして、3月の委員会にて報告予定とさせていただきます。以上です。

教育長 ご理解お願ひいたします。他に報告等ございませんでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思いますが、事務局職員や教職員の人事案件がございますので、日程の調整をさせていただいて次回の日程を決めたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 では、調整をさせていただいた後、次回の平成30年第3回教育委員会会議の日程をご報告させていただきます。

教育長 本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成30年第2回教育委員会会議(2月定例)を閉会いたします。皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、慎重ご審議ありがとうございました。

(午前11時25分 閉会)